

写

20人委第206号

平成20年10月8日

愛知県議会議長 栗田 宏 殿

愛知県知事 神田 真秋 殿

愛知県人事委員会委員長 那須 國 宏

職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。